

令和2年5月1日

区内介護予防通所リハビリテーション事業所
区内居宅介護支援事業所
管理者 各位

練馬区高齢施策担当部介護保険課給付係

新型コロナウイルス感染症に係る介護予防通所リハビリテーション
の報酬算定の臨時的な取扱いについて

日頃より、練馬区介護保険事業にご理解とご協力くださいます。誠にありがとうございます。

標記の件について、昨今の新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえ、当面の間、下記のとおりに対応としますので、お知らせいたします。

記

- 1 事業所が営業中で、利用者が新型コロナウイルス感染症対策で、自主的に月途中から月末までサービス利用を中止している場合（または、月途中から利用を開始し月末までサービスを利用した場合）の算定方法について

⇒休業中の取扱いと同様に、月額報酬を日割りで計算して算定する。

【例】4月1日から4月15日まで利用、以降月末まで利用していない場合
日割り算定とした場合は、経過を記録に残しておくこと。

- 2 上記対応期間

令和2年4月請求分から、当面の間

※本通知は、現時点での解釈となります。今後、新型コロナウイルス感染が終息した際には、後日、取扱いについて通知いたします。

※本通知の内容は、練馬区の解釈であるため、利用者が他区市町村の被保険者である場合は、各保険者に確認すべきであることを念のため申し添えます。

【担当】

練馬区高齢施策担当部介護保険課給付係

電話 03-5984-4591（直通）

メール KAIG009@city.nerima.tokyo.jp